

資料 3

平成24年度介護サービス事業者集団説明会資料

(施設サービス編)

平成25年3月12日(火)・13日(水) 宇都宮市文化会館 大ホール

栃木県保健福祉部

宇都宮市保健福祉部

— 目 次 —

- 1 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について……………<3>
- 2 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の制定について……………<5>
- 3 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について……………<7>
- 4 第二期地方分権改革に伴い宇都宮市条例で定める介護保険法に係る施設の設備、運営等に関する国の基準との相違について……………<9>
- 5 平成24年度監査・実地指導等における指摘事項（施設サービス）<10>
- 6 介護職員処遇改善加算について……………<16>
- 7 介護職員等による喀痰吸引等の実施のための制度等について……………<18>
- 8 介護老人保健施設の承認・変更許可・変更届出の手続きについて……………<29>

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める 条例の制定について

保健福祉部高齢対策課

1 制定の趣旨

介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正に伴い、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるため、新たに条例を制定しようとするものである。

2 条例の概要

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等については、従来、介護保険法及び指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「基準省令」という。）で定められていたが、地方分権改革により、都道府県の条例で定めることとされたため、次のとおり定めることとする。

(1) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

ア 本県の実情を踏まえた独自基準

(ア) 指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。）における居室の定員（原則1人。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人）については、指定介護老人福祉施設の整備の状況その他地域の実情を勘案して知事が別に定める条件を満たす場合は、4人以下とすることができることとする。

(イ) 指定介護老人福祉施設は、震災、風水害、火災その他の非常災害に備えるため、入所者の安全確保のための対策を具体的に講じなければならないこととする。

(ウ) 指定介護老人福祉施設における記録の整備に関する基準として、介護報酬の算定に係る記録を5年間保存しなければならないこととする。

イ その他の基準

アのほか、指定介護老人福祉施設における従業者の配置、運営上必要な設備、サービスの提供等に関する基準については、基準省令と同様の内容を定めることとする。

(2) 指定介護老人福祉施設の入所定員の規模に関する基準

介護保険法と同様の内容を定めることとする。

3 施行期日等

- (1) 平成25年4月1日から施行する。
- (2) 所要の経過措置を規定する。

指定介護老人福祉施設の基準省令と条例の対比表

基準省令	基準条例	見出し	備考
●1章	●1章	総則	趣旨及び基本方針
1条	1条	趣旨	
	2条	定義	
1条の2	3条	基本方針	
	4条	入所定員の数	
●2章	●2章	人員に関する基準	
●3章	●3章	設備に関する基準	
●4章	●4章	運営に関する基準	
4条	7条	内容及び手続の説明及び同意	
4条の2	8条	サービス提供拒否の禁止	
4条の3	9条	サービス提供困難時の対応	
5条	10条	受給資格等の確認	
6条	11条	要介護認定の申請に係る援助	
7条	12条	入退所	
8条	13条	サービス提供の記録	
9条	14条	利用料等の受領	
10条	15条	保険給付の請求のための証明書の交付	
11条	16条	指定介護福祉施設サービスの取扱方針	
12条	17条	施設サービス計画の作成	
13条	18条	介護	
14条	19条	食事	
15条	20条	相談及び援助	
16条	21条	社会生活上の便宜の提供等	
17条	22条	機能訓練	
18条	23条	健康管理	
19条	24条	入所者の入院期間中の取扱い	
20条	25条	入所者に関する市町村への通知	
21条	26条	管理者による管理	
22条	27条	管理者の責務	
22条の2	28条	計画担当介護支援専門員の責務	
23条	29条	運営規程	
24条	30条	勤務体制の確保等	
25条	31条	定員の遵守	
26条	32条	非常災害対策	
27条	33条	衛生管理等	
28条	34条	協力病院等	
29条	35条	掲示	
30条	36条	秘密保持等	
31条	37条	広告	
32条	38条	居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	
33条	39条	苦情処理	
34条	40条	地域との連携等	
35条	41条	事故発生の防止及び発生時の対応	
36条	42条	会計の区分	
37条	43条	記録の整備	
●5章	●5章	ユニット型指定介護老人福祉施設	
○1節	○1節	この章の趣旨及び基本方針	
38条	44条	この章の趣旨	
39条	45条	基本方針	
○2節	○2節	設備に関する基準	(設備)
40条	46条		
○3節	○3節	運営に関する基準	
41条	47条	利用料等の受領	
42条	48条	指定介護福祉施設サービスの取扱方針	
43条	49条	介護	
44条	50条	食事	
45条	51条	社会生活上の便宜の提供等	
46条	52条	運営規程	
47条	53条	勤務体制の確保等	
48条	54条	定員の遵守	
49条	55条	準用	
	●6章	雑則	
	56条	規則への委任	
●附則	●附則	施行期日	
4条1項	2条	(平成11年度以前の施設の設備の特例)	
5条	3条	(〃)	
6条	4条	(利用料等の特例)	
7条	5条	(病院等を介護老人福祉施設に転換する際の設備の特例)	
8条	6条	(〃)	
9条	7条	(〃)	
○改正附則	4条	(食費等の特例)	H17厚労139
○改正附則	3条1項	(一部ユニット型の介護老人福祉施設の特例)	H23厚労106
○改正附則	3条2項	(既存施設の多床室の特例)	H23厚労127

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める 条例の制定について

保健福祉部高齢対策課

1 制定の趣旨

介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正に伴い、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定しようとするものである。

2 条例の概要

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準については、従来介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「基準省令」という。）で定められていたが、地方分権改革により、都道府県の条例で定めることとされたため、次のとおり定めることとする。

(1) 本県の実情を踏まえた独自基準

ア 介護老人保健施設は、震災、風水害、火災その他の非常災害に備えるため、入所者の安全確保のための対策を具体的に講じなければならないこととする。

イ 介護老人保健施設における記録の整備に関する基準として、介護報酬の算定に係る記録を5年間保存しなければならないこととする。

(2) その他の基準

(1)のほか、介護老人保健施設における従業者の配置、運営上必要な施設及び設備、サービスの提供等に関する基準については、基準省令と同様の内容を定めることとする。

3 施行期日等

(1) 平成25年4月1日から施行する。

(2) 所要の経過措置を規定する。

基準省令		基準条例		見出し	備考
●1章		●1章		総則	趣旨及び基本方針
	1条		1条	趣旨	
			2条	定義	
	1条の2		3条	基本方針	
●2章		●2章		人員に関する基準	
	2条		4条		
●3章		●3章		施設及び設備に関する基準	
	3条		5条	施設の基準	
	4条		6条	設備の基準	
●4章		●4章		運営に関する基準	
	5条		7条	内容及び手続の説明及び同意	
	5条の2		8条	サービス提供拒否の禁止	
	5条の3		9条	サービス提供困難時の対応	
	6条		10条	受給資格等の確認	
	7条		11条	要介護認定の申請に係る援助	
	8条		12条	入退所	
	9条		13条	サービス提供の記録	
	10条				削除
	11条		14条	利用料等の受領	
	12条		15条	保険給付の請求のための証明書の交付	
	13条		16条	介護保健施設サービスの取扱方針	
	14条		17条	施設サービス計画の作成	
	15条		18条	診療の方針	
	16条		19条	必要な医療の提供が困難な場合等の措置等	
	17条		20条	機能訓練	
	18条		21条	看護及び医学的管理の下における介護	
	19条		22条	食事の提供	
	20条		23条	相談及び援助	
	21条		24条	その他のサービスの提供	
	22条		25条	入所者に関する市町村への通知	
	23条		26条	管理者による管理	
	24条		27条	管理者の責務	
	24条の2		28条	計画担当介護支援専門員の責務	
	25条		29条	運営規程	
	26条		30条	勤務体制の確保等	
	27条		31条	定員の遵守	
	28条		32条	非常災害対策	
	29条		33条	衛生管理等	
	30条		34条	協力病院等	
	31条		35条	掲示	
	32条		36条	秘密保持等	
	33条		37条	居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	
	34条		38条	苦情処理	
	35条		39条	地域との連携等	
	36条		40条	事故発生の防止及び発生時の対応	
	37条		41条	会計の区分	
	38条		42条	記録の整備	
●5章		●5章		ユニット型介護老人保健施設	
○1節		○1節		この章の趣旨及び基本方針	
	39条		43条	この章の趣旨	
	40条		44条	基本方針	
○2節		○2節		施設及び設備に関する基準	
	41条		45条		(設備)
○3節		○3節		運営に関する基準	
	42条		46条	利用料等の受領	
	43条		47条	介護保健施設サービスの取扱方針	
	44条		48条	看護及び医学的管理の下における介護	
	45条		49条	食事	
	46条		50条	その他のサービスの提供	
	47条		51条	運営規程	
	48条		52条	勤務体制の確保等	
	49条		53条	定員の遵守	
	50条		54条	準用	
		●6章		雑則	
			56条	規則への委任	
●附則	1条	●附則	1条	施行期日	
	5条		2条	(平成4年9月以前の老人保健施設の設備の特例)	
	6条		3条	(平成11年度以前の老人保健施設の設備の特例)	
	7条		4条	(〃)	
	15条2項		5条	(病院等を介護老人保健施設に転換する際の設備の特例)	
	16条		6条	(〃)	
	17条		7条	(〃)	
	18条		8条	(〃)	
	19条		9条	(〃)	
○改正附則	4条		10条	(一部ユニット型の介護老人保健施設の特例)	H23厚労106

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 の制定について

保健福祉部高齢対策課

1 制定の趣旨

介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正に伴い、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定しようとするものである。

2 条例の概要

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準については、従来指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。以下「基準省令」という。）で定められていたが、地方分権改革により、都道府県の条例で定めることとされたため、次のとおり定めることとする。

(1) 本県の実情を踏まえた独自基準

ア 指定介護療養型医療施設は、震災、風水害、火災その他の非常災害に備えるため、入院患者の安全確保のための対策を具体的に講じなければならないこととする。

イ 指定介護療養型医療施設における記録の整備に関する基準として、介護報酬の算定に係る記録を5年間保存しなければならないこととする。

(2) その他の基準

(1)のほか、指定介護療養型医療施設における従業者の配置、運営上必要な設備、サービスの提供等に関する基準については、基準省令と同様の内容を定めることとする。

3 施行期日等

- (1) 平成25年4月1日から施行する。
- (2) 所要の経過措置を規定する。

指定介護療養型医療施設の基準省令と条例の対比表

基準省令	基準条例	見出し	備考
●1章	●1章	総則	趣旨及び基本方針
1条	1条	趣旨	
	2条	定義	
1条の2	3条	基本方針	
●2章	●2章	人員に関する基準	
2条	4条		
●3章	●3章	設備に関する基準	
3条	5条	(療養病床を有する病院)	
4条	6条	(療養病床を有する診療所)	
5条	7条	(老人性認知症疾患療養病棟を有する病院)	
●4章	●4章	運営に関する基準	
6条	8条	内容及び手続の説明及び同意	
6条の2	9条	サービス提供拒否の禁止	
6条の3	10条	サービス提供困難時の対応	
7条	11条	受給資格等の確認	
8条	12条	要介護認定の申請に係る援助	
9条	13条	入退院	
10条	14条	サービス提供の記録	
11条			削除
12条	15条	利用料等の受領	
13条	16条	保険給付の請求のための証明書の交付	
14条	17条	指定介護療養施設サービスの取扱方針	
15条	18条	施設サービス計画の作成	
16条	19条	診療の方針	
17条	20条	機能訓練	
18条	21条	看護及び医学的管理の下における介護	
19条	22条	食事の提供	
20条	23条	その他のサービスの提供	
21条	24条	入院患者に関する市町村への通知	
22条	25条	管理者による管理	
23条	26条	管理者の責務	
23条の2	27条	計画担当介護支援専門員の責務	
24条	28条	運営規程	
25条	29条	勤務体制の確保等	
26条	30条	定員の遵守	
27条	31条	非常災害対策	
28条	32条	衛生管理等	
28条の2	33条	協力歯科医療機関	
29条	34条	掲示	
30条	35条	秘密保持等	
31条	36条	居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	
32条	37条	苦情処理	
33条	38条	地域との連携等	
34条	39条	事故発生の防止及び発生時の対応	
35条	40条	会計の区分	
36条	41条	記録の整備	
●5章	●5章	ユニット型指定介護療養型医療施設	
○1節	○1節	この章の趣旨及び基本方針	
37条	42条	この章の趣旨	
38条	43条	基本方針	
○2節	○2節	設備に関する基準	
39条	44条	(療養病床を有する病院)	
40条	45条	(療養病床を有する診療所)	
41条	46条	(老人性認知症疾患療養病棟を有する病院)	
○3節	○3節	運営に関する基準	
42条	47条	利用料等の受領	
43条	48条	指定介護療養施設サービスの取扱方針	
44条	49条	看護及び医学的管理の下における介護	
45条	50条	食事	
46条	51条	その他のサービスの提供	
47条	52条	運営規程	
48条	53条	勤務体制の確保等	
49条	54条	定員の遵守	
50条	55条	準用	
	●6章	雑則	
	56条	規則への委任	
●附則	●附則	施行期日	
4条	2条	(療養病床を有する診療所の従業者の特例)	
5条	3条	(老人性認知症疾患病棟の介護職員の特例)	
6条	4条	(老人性認知症疾患病棟の作業療法士の特例)	
10条	5条	(旧療養型病床群の病室に隣接する廊下の特例)	
15条	6条	(〃)	
16条	7条	(病床転換による老人性認知症疾患療養病棟の病室の特例)	
17条	8条	(〃)	< 8 >

**第二期地方分権改革に伴い宇都宮市条例で定める
 介護保険法に係る施設の設備、運営等に関する国の基準との相違について**

1. 宇都宮市独自の基準があるもの

【介護老人福祉施設】

国基準名：指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

市条例名：宇都宮市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

所管	条数	項目	内容
国	第3条 第1項イ	居室定員	一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
宇都宮市	第4条 第1項ア	居室定員	一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人（当該必要と認められる場合であって、入所者のプライバシーを確保するための措置が講じられているときは、2人以上4人以下）とすることができる。 ※既存施設については、附則で旧基準適用の規定有り。

2. 宇都宮市独自の基準がないもの

(1) 居宅サービス

国基準名：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

市基準名：宇都宮市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

(2) 介護予防サービス

国基準名：指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

市基準名：宇都宮市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

(3) 介護老人保健施設

国基準名：介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

市基準名：宇都宮市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

(4) 介護療養型医療施設

国基準名：指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準

市基準名：宇都宮市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

3. 指定に係る事業者資格について

厚生省令に従い、指定に係る事業者の資格として、居宅サービス及び介護予防サービスについては、「法人であること。ただし、みなしによる例外あり。」の規定を追加。

平成24年度 監査・実地指導等における指摘事項(施設サービス)

No	サービス種別	項目	事例及び指導内容(上段:事例、下段:指導内容)	根拠法令等
1	各サービス共通	高齢者虐待について	<p>養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待防止等のための措置を講じていない。</p> <p>「栃木県高齢者虐待対応マニュアル」を参照し、下記の点についての取組みを実施すること。 ・施設における虐待防止に対する基本方針を策定すること。 ・職員に対し、虐待に関する研修会を実施、又は受講させること。 ・管理者、介護職員等による早期発見のための対策チーム又は委員会等を設置すること。 ・定期的に「虐待早期発見シート」等を用いた内部点検を実施し、虐待の未然防止に努めること。</p>	<p>高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第20条</p> <p>栃木県高齢者虐待対応マニュアル</p>
2	介護老人福祉施設	優先的な入所の取扱いについて	<p>サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者から優先的に入所しているが、その入所者の優先度が入所判定委員会の開催記録で容易に判別・判断できない。</p> <p>総合的に判断・判定した結果、比較考量がなされた過程を記録として残すなど、透明性や公平性を担保した選考方法とすること。なお、委員会の構成メンバーに、評議員などの施設職員以外の参加も求めることが望ましいので、検討すること。</p>	<p>基準省令第7条第2項</p>
3	施設サービス共通	事故防止対策について①	<p>事故報告に対する原因の分析が不十分であり、再発防止策が「見守り強化」のように、実効性に欠けるものが見受けられる。 事故やヒヤリ・ハットの報告事例や再発防止策について、他の職員に周知されていない場合がある。 事故の再発防止策について評価を行っていない事例が見受けられる。</p> <p>同種の事故を未然に防ぐため、事故防止対策委員会を中心に、事故やヒヤリ・ハットの報告事例について、発生時の状況を十分に分析し、多面的に原因を掘り下げた上で、実効性のある防止策の策定に努めること。 また、入居者別、時間別等、発生状況別等、統計的な分析を行い、事故等の発生傾向を把握した上で、特に発生頻度の高いものや重大な事故となる可能性が高いものから優先的に、事故発生時の状況等を具体的に検証し、再発防止策の検討を行い、事故やヒヤリ・ハットの件数の積極的な削減に努めること。 なお、検討した防止策については、職員に対して十分に周知徹底を行い、実践とその効果について、一定の期間が経過した後に評価、検証を行うこと。</p>	<p>基準省令第35条第1項 基準省令解釈通知第4の31(2)</p>
4	介護老人福祉施設	事故防止対策について②	<p>事故防止の指針が作成されていない。</p> <p>事故が発生した場合の対応や、事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合の報告の方法等を記載した事故発生の防止のため指針を整備すること。</p>	<p>基準省令第35条第1項第1号 基準省令解釈通知第4の31(1)</p>

平成24年度 監査・実地指導等における指摘事項(施設サービス)

No	サービス種別	項目	事例及び指導内容(上段:事例、下段:指導内容)	根拠法令等
5	介護老人福祉施設	事故防止対策について③	<p>研修プログラムが作成されておらず、研修も年2回以上実施されていない。</p> <p>介護老人福祉施設における指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を実施すること。</p>	<p>基準省令第35条第1項第3号 基準省令解釈通知第4の31(4)</p>
6	施設サービス共通	褥瘡対策(ハイリスク者対策)について	<p>褥瘡ハイリスク者の洗い出しと予防のための計画が策定されていない。</p> <p>褥瘡対策委員会等が中心となり、多職種が十分に連携を図り、全ての入所者について、日常生活の自立度、栄養摂取の状況、アルブミン値、皮膚の状態、体圧が局部的にかかりやすい部位の有無など、褥瘡の発症に関連する多面的なデータを収集するとともに、失禁によるパッドの蒸れなどに起因して発症するような個別のケースも想定した上で、褥瘡が発症する危険性が高いハイリスク者を正確に洗い出すこと。 ハイリスク者については、多職種により多面的な観点から予防対策(予防計画)を検討するとともに、クッションのあて方等は、どの職員が見ても分かるよう図や写真を活用する等工夫した上で、職員に対して十分に周知すること。 また、予防計画の実践とその効果については、定期的に評価、検証を行うこと。</p>	<p>基準省令第13条第5項・第18条 基準省令解釈通知第4の11(5)</p>
7	施設サービス共通	苦情処理について	<p>受理した苦情の一部を苦情受付簿に記録として残していない事例が見受けられた。 また、個々の苦情に対しては適切に対応しているものの、苦情対応を教訓とした施設全体のサービスの質の検証や改善策の実施、評価が行われていない。</p> <p>苦情を受けた場合には、記録として残すとともに、類似の苦情を受けることのないよう、苦情対策に関する委員会を中心に原因を多角的かつ十分に掘り下げた上で、実効性のある改善策を検討すること(何故他の職員がサポートできなかったのか、何故職員が不適切な言葉を使うような状況に陥ってしまったのか、職員個人としてだけでなく組織全体として取り組むべき点がなかったのか等)。</p>	<p>基準省令第33条第2項 基準省令解釈通知第4の29(2)</p>
8	介護老人福祉施設	機能訓練について	<p>入所者の機能訓練について個々の施設サービス計画に明確に位置づけられていない。</p> <p>心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うこと。</p>	<p>基準省令第17条</p>

平成24年度 監査・実地指導等における指摘事項(施設サービス)

No	サービス種別	項目	事例及び指導内容(上段:事例、下段:指導内容)	根拠法令等
9	介護老人福祉施設	個別機能訓練加算について	<p>常勤の看護職員(准看護師)が機能訓練指導員を兼務しているが、当該職員の勤務実態を調べたところ、看護職員としての職務に従事する時間がかんりの部分を占めている。</p> <p>当該職員の勤務実態から、報酬告示及び留意事項通知の規定する「専ら機能訓練指導員の職務に従事する」との要件を満たさず、従って、個別機能訓練加算を算定することはできない。</p>	報酬告示別表1のイの注9 報酬告示留意事項通知第2の4(2)
10	介護老人福祉施設	日常生活継続支援加算について	<p>算定にあたって必要な数の介護福祉士が配置されていることが確認されたものの、直近3月間の介護福祉士の常勤換算数については、併設短期入所生活介護事業所における勤務時間も含めて計算している。</p> <p>当該加算に係る介護福祉士の常勤換算数を算出する際には、本体施設である指定介護老人福祉施設の職員として従事する時間のみを計上すること。</p>	報酬告示別表1のイの注5 報酬告示留意事項通知第2の5(6) H21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q&A(vol.1)
11	介護老人福祉施設	看護体制加算(I)について	<p>機能訓練指導員を兼務している常勤看護師によって看護体制加算(I)を算定している。</p> <p>看護職員としての業務以外の業務に従事する看護師によって本加算を算定することは望ましくない。よって、本加算を算定するために配置されている常勤の看護師については、看護職員としての業務に専従できるよう人員配置すること。機能訓練指導員については、別の職員を指定し、配置すること。</p>	報酬告示別表1のイの注6 報酬告示留意事項通知第2の5(7) 平成21年4月改定関係Q&A(vol.1)
12	介護老人福祉施設	看護職員の勤務体制の適切な管理について	<p>看護職員のうち1名は、機能訓練指導員を兼務しているが、勤務表では、看護職員及び機能訓練指導員としてのそれぞれの勤務時間数が定められていない。</p> <p>看護職員と機能訓練指導員を兼務する職員については、それぞれの職種ごとに勤務表を作成し、勤務実態に応じて、別々に勤務時間を把握した上で、常勤換算で必要とされる職員数を管理すること。</p>	基準省令第2条 基準省令解釈通知第4の23(1)
13	介護老人福祉施設	栄養補助食品の費用徴収について	<p>たんぱく質や亜鉛などを補う栄養補助食品の費用を、食費とは別に、当該栄養補助食品を利用している入居者から個別に徴収している。</p> <p>介護老人福祉施設においては、たんぱく質や亜鉛等の栄養補助食品は、通常提供している食事の一部として入居者に提供することが想定されているものである。通常の食費に加えて、当該栄養補助食品に係る費用を別途徴収することのないよう改善すること。</p>	基準省令第9条第3項第4号 平成17年10月改定関係Q&A問91

平成24年度 監査・実地指導等における指摘事項(施設サービス)

No	サービス種別	項目	事例及び指導内容(上段:事例、下段:指導内容)	根拠法令等
14	介護老人福祉施設	栄養マネジメント加算について①	入所時における栄養スクリーニングが、入所後1ヶ月以上経ってから行われている。 栄養スクリーニングについては、「栄養マネジメント加算及び経口移行加算等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について(H17.9.7 老老発第0907002号)」により、入所後遅くとも1週間以内に行うこと。	報酬告示留意事項通知第2の5(18)④
15	介護老人福祉施設	栄養マネジメント加算について②	本人、その家族から栄養ケア計画の内容についての同意を得ることなく、入所日から栄養マネジメント加算を算定している。 本加算の算定は、入所者ごとの栄養ケア計画を作成し、入所者又はその家族に説明して、その同意を得られた日から算定を開始すること。	報酬告示留意事項通知第2の5(18)⑤
16	介護老人福祉施設	栄養マネジメント加算について③	関連職種が共同して栄養ケア計画を作成していない。 施設長の管理のもと、医師、管理栄養士、歯科医師、看護職員、介護支援専門員その他の関連職種の者が、解決すべき事項に対して共同して取り組むべき事項等を記録した栄養ケア計画を作成すること。	報酬告示留意事項通知第2の5(18)④ハ
17	介護老人福祉施設	栄養マネジメント加算について④	月1回入所者の栄養状態の把握(体重測定等)が行われていなかった。 低栄養状態のリスクが低い者も含め、少なくとも月1回、体重を測定するなど、入所者の栄養状態の把握を行うこと。	報酬告示留意事項第2の5(18)ホ
18	介護老人福祉施設	療養食加算について	医師の発行した食事せんに規定してあるカロリーや塩分の療養食の献立表が作成されないまま食事を提供している。 医師の発行した食事せんにもとづく療養食の献立を作成すること。	報酬告示留意事項通知第2の5(23)で準用する第2の2(11)①
19	介護老人福祉施設	夜勤職員数の確認について	夜勤職員配置加算を算定しているが、当該加算の算定要件である夜勤職員数について確認していない。 勤務表などを活用し、毎月の夜勤職員数を確認すること。	報酬告示別表1のイロ注7 報酬告示留意事項通知第2の5(8)

平成24年度 監査・実地指導等における指摘事項(施設サービス)

No	サービス種別	項目	事例及び指導内容(上段:事例、下段:指導内容)	根拠法令等
20	介護老人福祉施設 (ユニット型)	健康管理について	<p>医師の指示書を施設で保管していない。また、医師の指示書に指示月日の記載はあるが、その指示を受けた看護職のサインがない。看護記録に実施者のサインがなく、実施した処置やその開始日等が不明確である。</p> <p>入所者の健康を適切に管理するため、指示書に医師の指示年月日、その指示を受けた看護師名を、また看護記録には実施した看護師名を記載すること。さらに、処置等の内容がひと目で分かるような書類を作成し、適切な処置が実施できるような措置を講じること。</p>	基準省令第49条で準用する第18条
21	介護老人福祉施設 (ユニット型)	勤務体制について①	<p>引継ぎをする時間が設けられていない。</p> <p>重複する時間のあるシフトを導入し、入所者の状況を把握した上でサービスが提供できるようにすること。</p>	基準省令第47条第2項
22	介護老人福祉施設 (ユニット型)	勤務体制について②	<p>日勤帯においても2ユニットで勤務シフトを組んでいる。</p> <p>昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p>	基準省令第47条第2項
23	介護老人保健施設	入所前後訪問指導加算について	<p>入所前に居宅を訪問し、居宅の作りや生活動線の確認及び入所者のADL等の確認を行っているものの、施設サービス計画上、退所を目的とした具体的な記載内容が少ない。</p> <p>多職種で協力し、退所後、居宅に戻って生活する上での課題点を踏まえて、入所者及び家族に対して指導を行うとともに、退所を目的とした施設サービス計画の策定や診療方針の決定に反映させるよう留意すること。 また、当該指導を行った場合に、指導日及び指導内容の要点を診療録等に記録として残すよう留意すること。</p>	報酬告示別表2の2 報酬告示留意事項通知第2の6(16)
24	介護老人保健施設	短期集中リハビリテーション実施加算について	<p>短期集中リハビリテーションの実施において、入所者の自己都合(体調不良など)で週3回に満たないケースがあったが、その旨記載がされていない。</p> <p>短期集中リハビリテーション実施加算の算定にあたっては、週3回以上の実施が要件となっていることから、計画的に実施することで、この要件を満たすよう努めること。 また、利用者の都合によりリハビリテーションを実施できない場合には、当該理由を実施記録等に記載しておくとともに、入所者に対し、総合的なアセスメントの結果、必ずしも当該目安を超えていない場合であっても、それが適切なマネジメントに基づくものである旨説明し、同意を得てから算定すること。</p>	報酬告示別表2注5 報酬告示留意事項通知第2の6(8)

平成24年度 監査・実地指導等における指摘事項(施設サービス)

No	サービス種別	項目	事例及び指導内容(上段:事例、下段:指導内容)	根拠法令等
25	介護老人保健施設	所定疾患施設療養費について	<p>診療録に診断名の記載がない。</p> <p>当該加算を算定する場合には、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等、必要な項目を漏れなく診療録に記載すること。</p>	報酬告示留意事項通知第2の6(27)

【根拠法令】※表中の略称については以下を参照してください。(介護老人福祉施設・介護老人保健施設関係)

◇指定基準関係

■ 基準省令

- ・ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(H11. 3. 31厚生省令第39号)

■ 基準省令解釈通知

- ・ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について(H12. 3. 17老企第43号)

◇介護報酬関係

■ 報酬告示

- ・ 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(H12.2.10厚生省告示第21号)

■ 報酬告示留意事項通知(短期入所サービスを含む)

- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(H12. 3. 8老企第40号)

介護職員処遇改善加算について

【1 制度概要】

平成23年度まで実施されていた介護職員処遇改善交付金による賃金改善の効果を継続する観点から、当該交付金を「介護報酬」に移行し、当該交付金の対象であった「介護サービスに従事する介護職員」の賃金改善に充てることを目的として創設された制度です。

○交付金による賃金改善の水準を維持することが求められます。

○訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)居宅療養管理指導、(介護予防)福祉用具貸与、居宅介護支援、介護予防支援の各サービスは算定の対象外です。

【2 要件】

当該加算を算定しようとする事業所は、介護職員処遇改善計画書その他の関係書類を県(宇都宮市に所在する事業所は宇都宮市。地域密着型サービス事業所はその所在する市町)に届け出なければなりません。

【3 届出の手続き】

(1) 当該加算の算定を受けようとする年度ごとに届出が必要です。

○4月から当該加算を受けようとする事業所→前年度の2月末日まで

(4月からの新規指定事業所は3月15日まで)

○年度途中から当該加算を受けようとする事業所→当該加算を算定しようとする月の前々月の末日

(新規指定事業所については前月の15日まで)

(2) 提出書類

①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

③介護職員処遇改善加算届出書(別紙様式3又は別紙様式4)

④介護職員処遇改善計画書(別紙様式2)

⑤事業所一覧表(別紙様式2の添付書類1)

⑥都道府県状況一覧表(別紙様式2の添付書類2)

⑦労働基準法第89条に規定する就業規則の写し(賃金等に関する規定を別に作成している場合は、その規定を含む。)

⑧労働保険に加入していることが確認できる書類の写し(労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等)

⑨キャリアパス要件等届出書(別紙様式6)

※ ①と②については、前年度までに当該加算を算定している場合であって、当該加算の内容に変更がない場合は、提出を省略することができます。

※ ⑤については県内に複数の事業所を有する場合に、⑥については県内にある事業所と県外にある事業所との間で当該加算を流用する場合にそれぞれ提出が必要で、それ以外は省略することができます。

※ ⑦と⑧については、前年度までに当該加算を算定している場合であって、既に提出している内容に変更がない場合は、提出を省略することができます。

※ ⑨については、前年度までに届出を行っている場合であって、既に提出している内容に変更がない場合は、提出を省略することができます。

【4 実績報告】

(1) 当該加算を受けた事業所は、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、介護職員処遇改善実績報告書その他関係書類を提出しなければなりません。

提出先は、加算算定の届出を行ったところと同じです。

(2) 提出書類

- ①介護職員処遇改善実績報告書（別紙様式5）
- ②賃金改善所要額の積算の根拠となる資料（任意の様式）
- ③事業所一覧表（別紙様式5の添付書類1）
- ④都道府県状況一覧表（別紙様式5の添付書類2）

※ ②については、様式を定めていないので、賃金改善の内容がわかる任意の様式で提出することができます。なお、交付金のとくと同様に当該資料の「参考様式」を示しますので活用してください。

※ ③については県内に複数の事業所を有する場合に、④については県内にある事業所と県外にある事業所との間で当該加算を流用する場合にそれぞれ提出が必要で、それ以外は省略することができます。

【5 計画書等及び実績報告書等の届出(提出)先】

処遇改善の計画書等及び実績報告書等の届出(提出)先は、加算を算定するサービスの種別及び事業所の所在地により異なりますのでご注意ください。

※ 地域密着型サービスについては、事業所の所在する市町に届出(提出)をしてください。

サービス種別	事業所所在地	提出先
(介護予防)訪問介護	鹿沼市・日光市	県西健康福祉センター
(介護予防)訪問入浴介護	真岡市・芳賀町・益子町	県東健康福祉センター
(介護予防)通所介護	市貝町・茂木町	
(介護予防)通所リハビリテーション	栃木市・小山市・下野市・ 上三川町・壬生町・岩舟 町・野木町	県南健康福祉センター
	大田原市・矢板市・那須塩 原市・さくら市・那須烏山 市・塩谷町・高根沢町・那 須町・那珂川町	県北健康福祉センター
	足利市・佐野市	安足健康福祉センター
	宇都宮市	宇都宮市保健福祉総務課
(介護予防)短期入所生活介護 (介護予防)短期入所療養介護 (介護予防)特定施設入居者生活介護	宇都宮市以外	栃木県高齢対策課介護保険班
介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設	宇都宮市	宇都宮市保健福祉総務課

介護職員等による喀痰吸引等の実施のための制度について

(「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正)

趣旨

○介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施できることとする。
 ☆たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理されており、現在は、一定の条件の下に実質的違法性阻却論により容認されている状況。

実施可能な行為

○たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの
 ※ 保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、たんの吸引等を行うことを業とすることができる。
 ☆具体的な行為については省令で定める
 ・たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)
 ・経管栄養(胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養)

介護職員等の範囲

○介護福祉士
 ☆具体的な養成カリキュラムは省令で定める
 ○介護福祉士以外の介護職員等
 ☆一定の研修を修了した者を都道府県知事が認定
 ☆認定証の交付事務は都道府県が登録研修機関に委託可能

登録研修機関

○たんの吸引等の研修を行う機関を都道府県知事に登録(全ての要件に適合している場合は登録)
 ○登録の要件
 ☆基本研修、実地研修を行うこと
 ☆医師・看護師その他の者を講師として研修業務に従事
 ☆研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合
 ☆具体的な要件については省令で定める
 ※ 登録研修機関の指導監督に必要な登録の更新制、届出、改善命令等の規定を整備。

登録事業者

○自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに都道府県知事に登録(全ての要件に適合している場合は登録)
 ○登録の要件
 ☆医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保
 ☆記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置
 ☆具体的な要件については省令で定める
 ※ 登録事業者の指導監督に必要な届出、報告徴収等の規定を整備。

<対象となる施設・事業所等の例>

- ・ 介護関係施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等)
- ・ 障害者支援施設等(通所施設及びケアホーム等)
- ・ 在宅(訪問介護、重度訪問介護(移動中や外出先を含む)等)
- ・ 特別支援学校

※医療機関は対象外

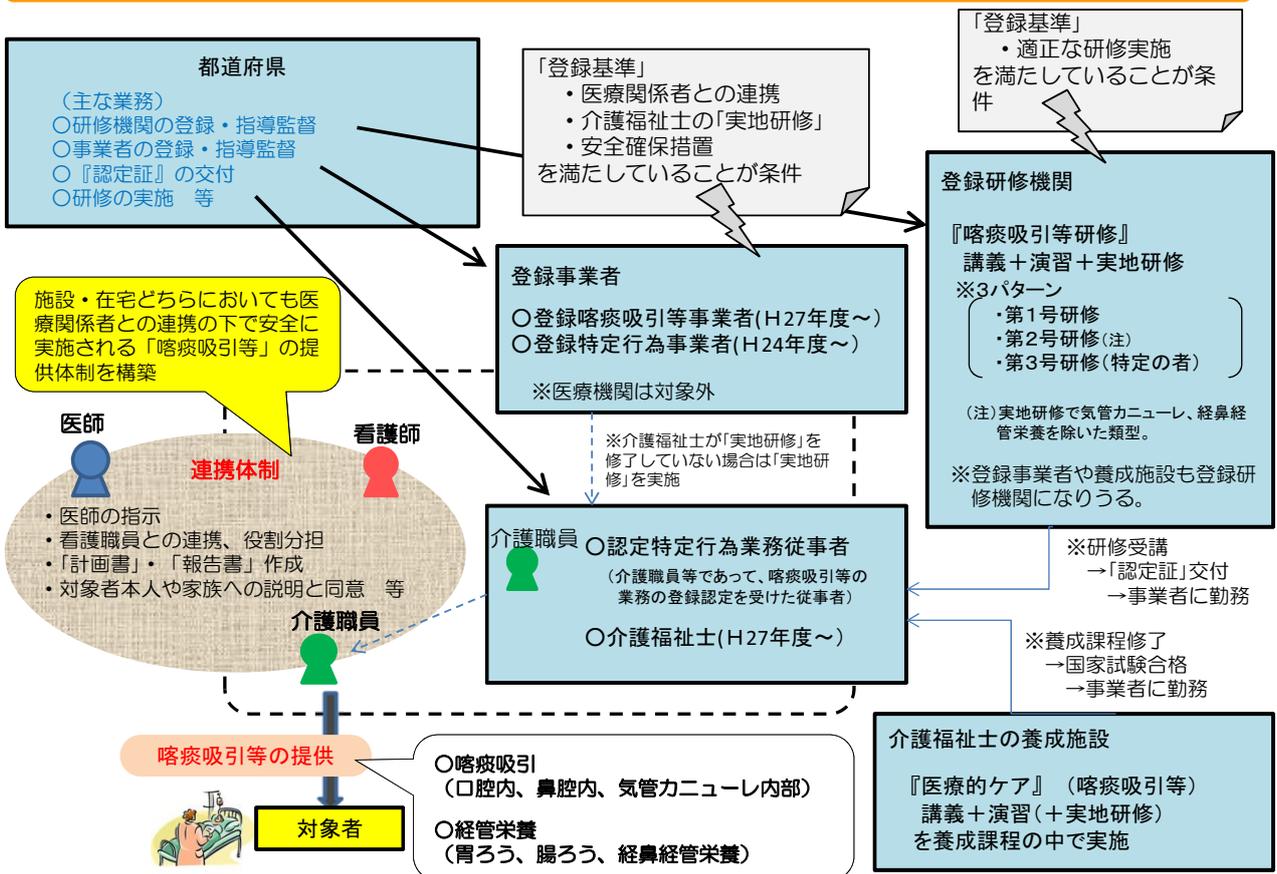
出典：介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会「中間まとめ」

実施時期及び経過措置

○平成24年4月1日施行
 (介護福祉士については平成27年4月1日施行。ただし、それ以前であっても、一定の研修を受ければ実施可能。)
 ○現在、一定の条件の下にたんの吸引等を実施している者が新たな制度の下でも実施できるように必要な経過措置

3

喀痰吸引等制度の全体像〔概要〕



喀痰吸引等の業務を行う事業者の登録基準

1. 医療関係者との連携に関する基準

- ① 介護福祉士等が喀痰吸引等を実施するにあたり、**医師の文書による指示**を受けること。
- ② 医師・看護職員が喀痰吸引等を必要とする方の状況を定期的に確認し、介護福祉士等と**情報共有**を図ることにより、医師・看護職員と介護福祉士との連携を確保するとともに、適切な役割分担を図ること。
- ③ 喀痰吸引等を必要とする方の個々の状況を踏まえ、医師・看護職員との連携の下に、喀痰吸引等の実施内容等を記載した**計画書を作成**すること。
- ④ 喀痰吸引等の実施状況に関する**報告書を作成**し、医師に提出すること。
- ⑤ 喀痰吸引等を必要とする方の状態の急変に備え、**緊急時の医師・看護職員への連絡方法**をあらかじめ決めておくこと。
- ⑥ 喀痰吸引等の**業務の手順等を記載した書類**(業務方法書)を作成すること。

2. 喀痰吸引等を安全・適正に実施するための基準

- ① 喀痰吸引等は、**実地研修を修了した介護福祉士等**に行わせること。
- ② 実地研修を修了していない介護福祉士等に対し、**医師・看護師等を講師とする実地研修を行う(※)**こと。
- ③ 安全確保のための**体制を整備**すること(安全委員会の設置、研修体制の整備等)。
- ④ 必要な**備品**を備えるとともに、**衛生的な管理**に努めること。
- ⑤ 上記1. ③の**計画書の内容**を喀痰吸引を必要とする方又はその家族に**説明し、同意を得る**こと。
- ⑥ 業務に関して知り得た**情報を適切に管理**すること。

(※)実地研修の内容は、後述の登録研修機関と同様(口腔内の喀痰吸引…10回以上・その他…20回以上)。

(注)病院・診療所は、医療関係者による喀痰吸引等の実施体制が整っているため、喀痰吸引等の業務を行う事業所の登録対象としない。

22

喀痰吸引等研修機関の登録基準

1. 研修内容に関する基準

- ① 研修課程(※)に応じ、**必要な時間数・回数**を確保すること。
- ② 講義・演習・実地研修の**各段階ごとに、適切に修得の程度を審査**すること。
- ③ 研修修了者に対し、**研修を修了したことを証する書類を交付**すること。

(※)研修課程は、業務の必要性に応じ、以下の3類型を設ける。

- ① 第1号研修…口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養の全てを実施。
- ② 第2号研修…口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養を実施。
- ③ 第3号研修…必要な行為についてのみ実施。

(※)実地研修の回数は、

- ① 第1号研修…口腔内の喀痰吸引は10回以上、その他は20回以上。
- ② 第2号研修…口腔内の喀痰吸引は10回以上、その他は20回以上。
- ③ 第3号研修…個々の必要な行為について、医師等の評価により受講者が知識・技能を修得したと認められるまで実施。

2. 研修を適正・確実に実施するための基準

- ① 実務に関する科目は、**医師、保健師、助産師又は看護師**が講師となること。
- ② 受講者の数を勘案して**十分な数の講師**を確保すること。
- ③ 研修に必要な**器具等**を確保すること。
- ④ 研修業務を適切・確実に実施するための**経理的基礎**を有すること。
- ⑤ **研修修了者の氏名・住所・終了日等**を記載した**帳簿を作成・保存**すること。
- ⑥ 研修修了者の氏名・住所・終了日等を記載した**研修修了者一覧表を、定期的に都道府県知事に提出**すること。
- ⑦ 研修の受付方法、料金、実施方法、安全管理体制、帳簿の保存に関する事項等を記載した**業務規程を定める**こと。

37

喀痰吸引等制度の関係報酬(ファイナンス)について

介護保険サービス	自立支援サービス
<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所支援（障害者入所施設）
<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児入所支援（福祉型障害児施設）
<ul style="list-style-type: none"> ・訪問入浴介護 ・通所介護 ・特定施設入居者生活介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・認定証対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業） 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援
<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護（連携型に限る。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所（医療型短期入所を除く。） ・共同生活介護（CH） ・共同生活援助（GH） ・自律訓練（生活訓練・宿泊型自立訓練） ・就労移行支援 ・就労継続支援A型 ・就労継続支援B型 ・児童発達支援 （主たる対象とする障害が重症心身障害である場合を除く。） ・放課後等デイサービス （主たる対象とする障害が重症心身障害である場合を除く。）
<ul style="list-style-type: none"> ・複合型サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護
<div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; border-radius: 10px;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">診療報酬</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">介護給付費</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">介護給付費・訓練等給付費・障害児入所給付費・障害児通所給付費</div> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※黒字：算定要件を改正 赤字：新設</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・移動支援事業 ・地域活動支援センターを運営する事業 ・福祉ホームを運営する事業 ・訪問入浴サービス事業 ・身体障害者自立支援事業 ・生活訓練等事業 ・日中一時支援事業 ・盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

40

報酬改定(診療報酬)

訪問看護の充実について

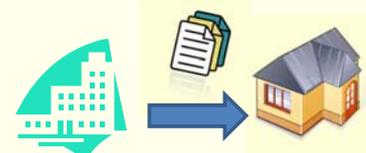
介護保険の訪問看護との整合

- 社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により介護職員等のたん吸引等が可能になったことに伴い、訪問介護等のサービスを受けている患者に対するたん吸引等に関する指示を、保険医療機関の医師が当該サービスを行う事業所に交付する場合の評価を行う

(新) 介護職員等喀痰吸引等指示料 240点



- 介護報酬改定による新サービス(介護保険被保険者等に対する複合型サービス及び定期巡回型訪問介護看護サービス)を行う事業所に対する保険医療機関の医師による訪問看護指示書の交付が評価され、複合型サービス及び定期巡回型訪問介護看護を行う事業所からの訪問看護(複合型サービス含む)が評価される。



報酬改定(介護報酬)

介護職員によるたんの吸引等の実施に伴う介護報酬の見直しについて

- 平成24年度から、一定の研修を受けた介護職員が、医療関係者との連携の下、たんの吸引等を実施することが可能となることに伴い、以下の見直しを行う。
 - ・ 訪問介護と介護老人福祉施設の加算の重度者要件の所要の見直し
 - ・ 訪問看護において、たんの吸引を行う訪問介護事業所への支援を評価

1 訪問介護

- 特定事業所加算(総単位数の10%又は20%を加算)の重度者の受入に係る要件において、たんの吸引等が必要な利用者も算入できることとする。
 - 前年度又は前3カ月の利用者総数のうち、要介護4・5、認知症(日常生活自立度Ⅲ以上)又はたんの吸引等を必要とする利用者が20%以上

2 介護老人福祉施設

- 日常生活継続支援加算(22単位→23単位/日)の重度者の受入に係る要件について、たんの吸引等が必要な利用者が一定割合以上いる場合にも算定できることとする。
 - ①要介護4・5の利用者が70%以上、②認知症(日常生活自立度Ⅲ以上)の利用者が75%以上又は③たんの吸引等が必要な利用者が15%以上いること。

3 訪問看護

- たんの吸引等を実施する訪問介護事業所と連携し、実施計画の作成の支援等を行った訪問看護事業所に対する加算を創設。
 - 看護・介護職員連携強化加算(新規) 250単位/月

44

報酬改定(障害福祉報酬)

介護職員等によるたんの吸引等の実施に伴う障害福祉サービス等の報酬の見直しについて

- 平成24年度から、一定の研修を受けた介護職員等が、医療関係者との連携の下、たんの吸引等を実施することが可能となることに伴い、以下の見直しを行う。
 - ・ 訪問系サービスにおける特定事業所加算の算定要件等の見直し
 - ・ 施設入所支援(障害者支援施設)、福祉型障害児入所施設、生活介護の加算の算定要件の見直し
 - ・ 日中活動系・居住系サービス等(*)の加算の評価の見直し(*) 短期入所(医療型短期入所を除く。)、共同生活介護(ケアホーム)、自立訓練(生活訓練)、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助(グループホーム)、児童発達支援(主たる対象とする障害が重症心身障害である場合を除く。)及び放課後等デイサービス(主たる対象とする障害が重症心身障害である場合を除く。)

1 訪問系サービス

- 特定事業所加算の算定要件のうち重度者対応要件の対象として、たんの吸引等を必要とする者を追加する。
 - 前年度又は算定日が属する月の前3月間における指定重度訪問介護の利用者の総数のうち、障害程度区分5以上である者及びたんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の50以上(重度訪問介護の場合)
- 特定事業所加算(Ⅰ)の算定が困難である事業所については、介護職員等がたんの吸引等を実施した場合の支援体制を評価。
 - 喀痰吸引等支援体制加算【新設】 100単位(利用者1人1日当たり)

2 施設入所支援(障害者支援施設)、福祉型障害児入所施設、生活介護

- 重度障害者支援加算(Ⅰ)の算定要件における「特別な医療が必要であるとされる者」に準ずるものとして、腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養を必要とする者を追加する。(※ たんの吸引及び胃ろうによる経管栄養は「特別な医療」に含まれている。)
 - 特別な医療が必要とされる者又は腸ろうによる経管栄養若しくは経鼻経管栄養が必要とされる者が利用者の合計の100分の20以上
- 重度障害児支援加算の算定要件について、たんの吸引等を必要とする者を追加する。
 - 日常生活動作の大部分に介助を必要とする者又はたんの吸引等を必要とする者
- 人員配置体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)の算定要件について、たんの吸引等を必要とする者を追加する。
 - 障害程度区分5若しくは障害程度区分6又はこれに準ずる者(一定以上の行動障害を有する者又はたんの吸引等を必要とする者)が利用者の合計の100分の60以上(Ⅰ)・100分の50以上(Ⅱ)

3 日中活動系・居住系サービス等

- 看護職員が事業所を訪問し、介護職員等にたんの吸引等に係る指導のみを行った場合に算定できるとし、また、登録特定行為事業者である事業所において介護職員等がたんの吸引等を実施した場合の支援体制を評価することとする。
 - 医療連携体制加算(Ⅲ)【新設】 500単位(看護職員1人1日当たり) ※ 看護職員が指導のみを行った場合
 - 医療連携体制加算(Ⅳ)【新設】 100単位(利用者1人1日当たり) ※ 介護職員等がたんの吸引等を実施した場合
 - ※ 医療連携体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ) 250~500単位(利用者1人1日当たり) ※ 看護を行った場合

46

経過措置について

○ 介護福祉士の法令上の取扱いについて

当方は、**研修機関の研修を受講し**、喀痰吸引等を行える介護従事者である旨の**都道府県知事の認定証の交付を受けて**、喀痰吸引等を実施することになる。

※平成27年4月1日以降においては、研修修了後、介護福祉士(特定登録者)となり喀痰吸引等を実施することも可能。

(※) なお、平成24年度以降において介護福祉士の養成課程で喀痰吸引等の教育を受け、平成27年度以降の国家試験を合格した者については、実地研修の修了に応じた登録を行い、喀痰吸引等を実施。

○ 現在、運用上の取扱いとして下記通知(※)により喀痰吸引等の実施が認められている介護従事者

研修機関の研修を改めて受講しなくても、喀痰吸引等を適切に行うための知識・技能を修得している旨の**証明書類を提出し**、喀痰吸引等を行える介護従事者である旨の**都道府県知事の認定証の交付を受けて**、喀痰吸引等を実施することとなる。

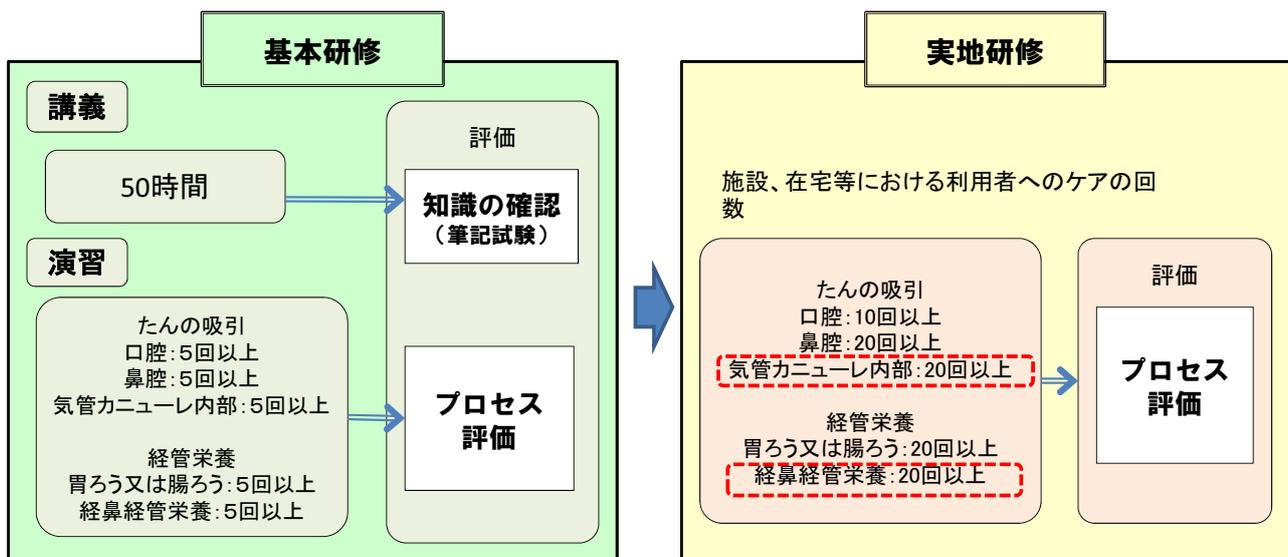
- (※)
- ・ ALS患者の在宅療養の支援について(平成15年7月17日発出)
 - ・ 盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて(平成16年10月20日発出)
 - ・ 在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引等の取扱いについて(平成17年3月24日発出)
 - ・ 特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて(平成22年4月1日発出)

47

研修カリキュラム概要

平成23年度: 不特定多数の者対象 / 平成24年度～: 第1号研修・第2号研修

※平成23年度は、平成23年10月6日付け厚生労働省老健局長通知に基づくもの。
平成24年度～については、省令に基づき、今後「喀痰吸引等研修実施要綱(仮)」において詳細を定める予定。

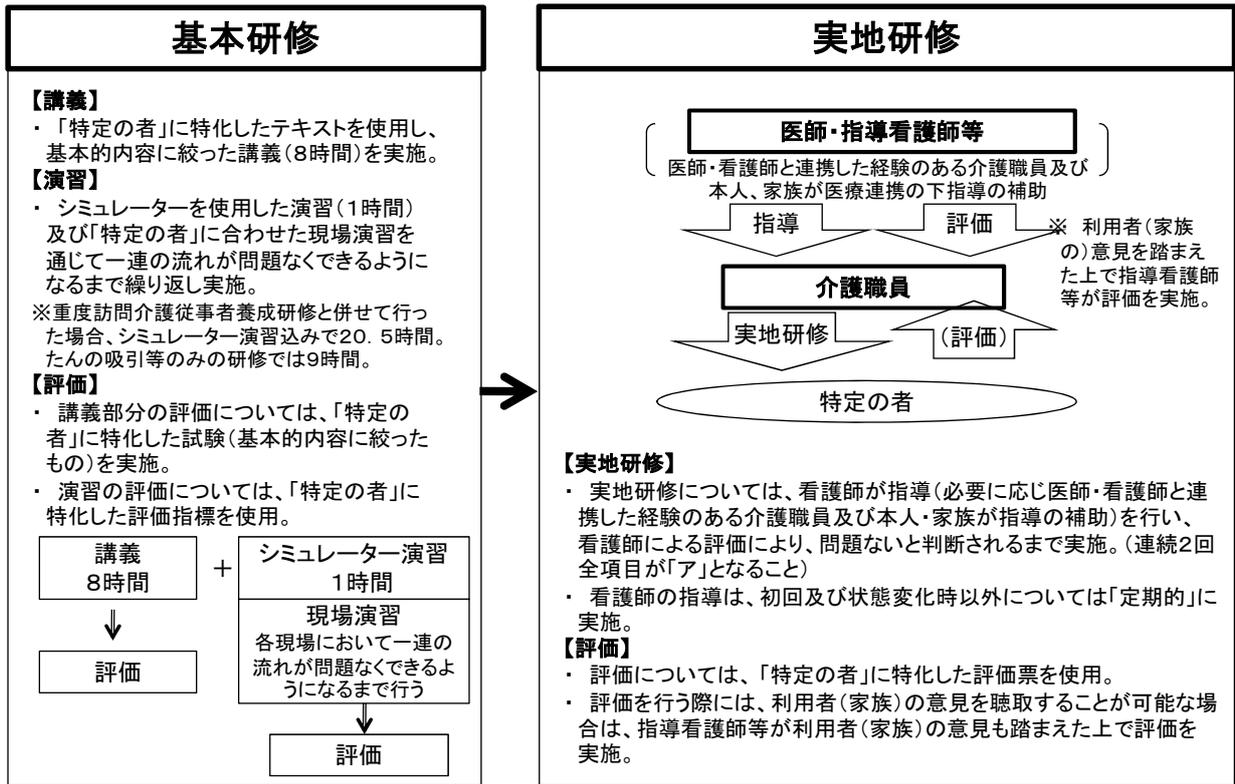


※救急蘇生法演習(1回以上)も必要
※人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引が必要な場合には、別途演習を行う
※演習はシミュレーターが必要

※ 内の項目については、実施しない類型もあり
※介護福祉士については、必要な行為について登録事業所において実地研修を行う。
※人工呼吸器装着者の研修については、別途研修を行う

研修カリキュラム概要 平成23年度：特定の者対象／平成24年度～：第3号研修

※平成23年度は、平成23年11月11日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知に基づくもの。
平成24年度～については、省令に基づき、今後「喀痰吸引等研修実施要綱(仮)」において詳細を定める予定。



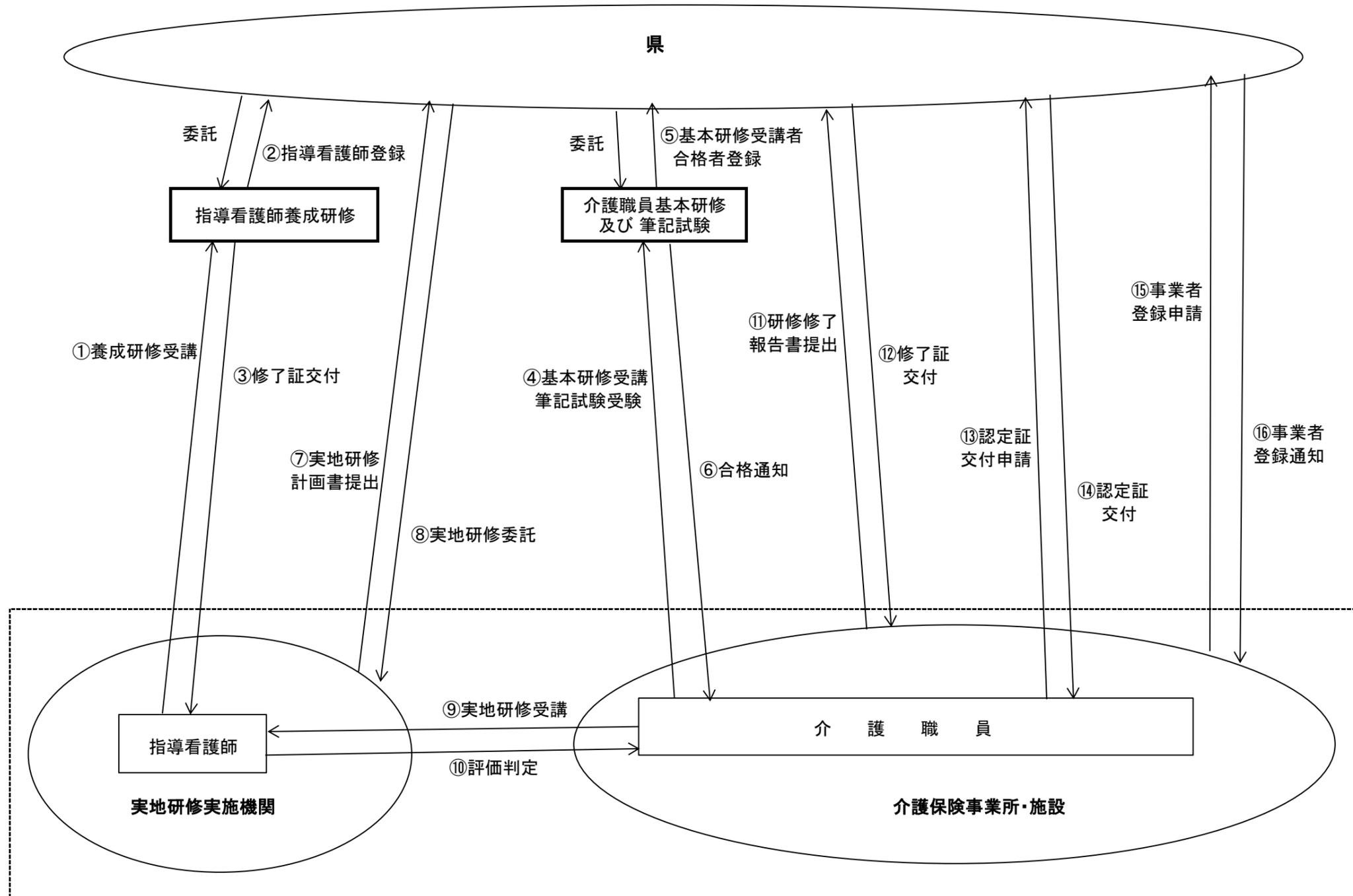
喀痰吸引等研修～研修課程(1)～

○ 試行事業における取り組みを踏まえた実践的かつ的確な研修を実施。

喀痰吸引等研修	不特定多数	① 喀痰吸引及び経管栄養について、対象となる行為のすべてを行う類型	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">講義 50H</div> <div style="font-size: 24px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">基本研修 各行為の シミュレーター演習</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">実地研修</div> </div>
	不特定多数	② 喀痰吸引(口腔内及び鼻腔内のみ)及び経管栄養(胃ろう及び腸ろうのみ)を行う類型	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">講義 50H</div> <div style="font-size: 24px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">基本研修 各行為の シミュレーター演習</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">実地研修 (気管カニューレ内吸引及び経鼻経管栄養を除く。)</div> </div>
	特定の者	③ 実地研修を重視した類型	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 基本研修 講義及び演習 9H <small>※重度訪問介護従事者養成研修と併せて行う場合には20.5時間</small> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">実地研修 ※特定の者に対する必要な行為についてののみ。</div> </div>
介護福祉士の養成課程			<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">講義 50H</div> <div style="font-size: 24px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">基本研修 各行為の シミュレーター演習</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">実地研修 (登録事業者)</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">実地研修</div> </div>

注：養成課程において可能な限り、実地研修を実施。又は登録事業者において実地研修を実施

喀痰吸引等研修、認定特定行為業務従事者登録、登録特定行為事業者登録 事務の流れ



- ① 指導看護師養成研修受講
- ② 指導看護師登録
- ③ 指導看護師養成研修修了証交付
- ④ 介護職員基本研修受講
- ⑤ 介護職員基本研修合格者登録
- ⑧ 介護職員基本研修合格通知
- ⑦ 実地研修計画書提出
- ⑧ 実地研修委託
- ⑨ 介護職員実地研修受講
- ⑩ 指導看護師による評価判定
- ⑪ 介護職員喀痰吸引等研修修了報告書提出
- ⑫ 介護職員喀痰吸引等研修修了証交付
- ⑬ 認定特定行為従事者認定証交付申請
- ⑭ 認定特定行為従事者認定証交付
- ⑮ 登録特定行為事業者登録申請
- ⑯ 登録特定行為事業者登録通知

※経過措置(特養研修、ALS等)は①～⑩なし

※ 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設等の場合、介護保険事業所自らが実地研修実施機関となることも可能。
 指導看護師については、介護職員を受講させる各事業所・施設等において、その雇用する看護師又は提携事業所等の看護師を確保する。

介護職員等による喀痰吸引等業務に係る登録申請の手続き等について

《喀痰吸引等制度の概要》

社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、平成24年4月から、一定の研修を修了した介護職員等は、たんの吸引等の業務を実施することが可能となりました。

■ 実施可能な行為

たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）

■ 登録特定行為事業者

自らの事業又はその一環として、たんの吸引等の業務を行おうとする事業者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受ける必要があります。

■ 認定特定行為業務従事者

介護の業務に従事する方のうち、平成24年度から実施の一定の研修（喀痰吸引等研修（第一号、第二号、第三号のいずれか））を修了した方を都道府県知事が認定します。

■ 認定特定行為業務従事者（経過措置対象者）

次のア、イに該当する方が対象で、都道府県知事が認定します。

ア. 栃木県が行う「平成23年度介護職員によるたんの吸引等の実施のための研修事業（不特定多数の者対象・特定の者対象）」を修了し、栃木県から修了証明書の交付を受けた方

イ. 次の実質的違法性阻却通知の運用に基づいて、たんの吸引等を実施している介護職員等

- ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者の在宅療養の支援について（H15.7.17）
- 盲、聾、養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて（H16.10.20）
- 在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引等の取扱いについて（H17.3.24）
- 特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて（H22.4.1）
- 介護職員によるたんの吸引等試行事業（平成22年度事業）

■ 登録研修機関

喀痰吸引等研修（基本研修及び実地研修）を行う機関を都道府県知事が登録します。

登録研修機関となるには、一定の登録基準を満たす必要があります。

■ 実地研修実施機関

喀痰吸引等研修（第一号、第二号）実地研修を行う機関を県知事が委託します。

実地研修実施機関となるには、一定の選定基準を満たす必要があります。

□ 喀痰吸引等に関する資料

- 国の制度周知用パンフレット
- 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令の概要
- 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令（官報抜粋）
- 社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）

《喀痰吸引等業務に係る申請手続きについて》

平成24年4月から、「登録特定行為事業者」は、認定を受けた「認定特定行為業務従事者」により、たんの吸引等を実施することができます。(たんの吸引等を実施するには、「登録特定行為事業者」登録と「認定特定行為業務従事者」認定の両方の手続きが必要です。)

※ 申請にあたっては、各事業所ごとに書類を取りまとめの上、登録申請書等送付表を添付して提出してください。

I 認定特定行為業務従事者の手続き

1 認定特定行為業務従事者（経過措置対象者）の認定

上記ア又はイに該当し、平成24年4月からたんの吸引等の業務に従事する方は、知事の認定が必要です。以下の必要書類を提出してください。

【介護職員ごとの必要書類】

- ① 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書（第17号様式）
- ② 住民票（コピー不可）
- ③ 社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第3号の各号の規定に該当しない旨の誓約書
(第4号様式の3)
- ④ 喀痰吸引等に関する研修修了証明書及び修了した研修内容、研修時間が確認できる書類
- ⑤ 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類①（本人誓約書）
(第17号様式の2)
- ⑥ 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類②（第三者証明書）
(第17号様式の3)
- ⑦ 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類③（実施状況確認書）
(第17号様式の4)

2 認定特定行為業務従事者の認定

平成24年度以降の喀痰吸引等研修（第一号研修、第二号研修又は第三号研修）を修了し、栃木県から修了証明書の交付を受けた介護職員等は、喀痰吸引等の業務を行うには知事の認定が必要です。以下の必要書類を提出してください。

【必要書類】

- ① 認定特定行為業務従事者認定証交付申請書
第一号・第二号研修修了者対象（第4号様式）、第三号研修修了者対象（第4号様式の2）
- ② 住民票（コピー不可）
- ③ 社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第3号の各号の規定に該当しない旨の誓約書
(第4号様式の3)
- ④ 喀痰吸引等研修の修了証明書

3 認定特定行為業務従事者の認定内容の追加・変更・辞退について

認定特定行為業務従事者の認定内容について、追加・変更・辞退しようとする場合は、それぞれ以下の必要書類を提出してください。

《特定行為の追加》

次に該当する場合は、上記「2 認定特定行為業務従事者の認定」に掲げる必要書類を提出してください。 ※ 添付書類省略不可

- 経過措置認定者が、第一号、第二号、第三号研修（平成24年度～）を修了した場合
- 第三号研修認定者が第一号、第二号研修を修了した場合
- 第三号研修認定者又は経過措置認定者が、認定証の交付を受けた特定の者以外の者に実施する場合又は認定を受けた行為以外の行為を実施する場合
- 第二号研修認定者が行為（気管カニューレ内部の喀痰吸引及び経鼻経管栄養）を追加する場合

《変更》

認定特定行為業務従事者の氏名、住所に変更があった場合

【必要書類】

- ① 認定特定行為業務従事者認定証変更届出書（第7号様式）
- ② 変更内容がわかる書類（戸籍抄本、住民票の写し（コピー不可））
- ③ 認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書（第8号様式）
- ④ 現在認定を受けている認定特定行為業務従事者認定証

《汚損・紛失》

認定特定行為業務従事者認定証を汚損又は紛失してしまった場合

【必要書類】

- ① 認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書（第8号様式）
- ② 認定特定行為業務従事者認定証（汚損の場合）

《辞退》

認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等の業務を行う必要がなくなった場合

【必要書類】

- ① 認定特定行為業務従事者認定証辞退届出書（第11号様式）
- ② 認定特定行為業務従事者認定証

II 登録 特定行為事業者の手続き

1 登録特定行為事業者の登録

平成24年4月から認定特定行為業務従事者によるたんの吸引等の業務を行おうとする事業所等は、申請が必要です。

以下の必要書類を提出してください。

【必要書類】

- ① 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録申請書（第1号様式）
- ② 申請者が法人である場合は、定款または寄附行為 及び 登記事項証明書／
申請者が個人である場合は、住民票の写し
- ③ 介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿（第1号様式の2）
- ④ 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4の規定に該当しない旨の誓約書
(第1号様式の3)
- ⑤ 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類（第1号様式の4）
- ⑥ ⑤の書類において「該当書類」に記載した書類及びその他関連する書類
※ 適合書類チェックリストの各項目について記載してください。
業務方法書 様式1 様式2 様式3 様式4

2 登録特定行為事業者の登録内容の追加・変更・辞退について

登録特定行為事業者の登録内容を追加・変更・辞退しようとする場合は、それぞれ以下の必要書類を提出してください。

《特定行為の追加》

実施する特定行為を追加しようとする場合

【必要書類】

- ① 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録更新申請書（第3号様式）
- ② 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の5第1号各号に掲げる要件の全てに適合することを証する書類（特定行為の追加に合わせて内容を更新した業務方法書）

《変更》

登録を受けた内容に変更が生じた場合

【必要書類】

- ① 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書（第3号様式の2）
- ② 変更内容がわかる書類（登記事項や定款・寄付行為が変更となる場合はそれを証する書類を添付）

《辞退》

登録を辞退する場合

- ① 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録辞退届出書（第3号様式の3）

Ⅲ 実地研修実施機関の手続きについて

喀痰吸引等研修の実地研修を実施しようとする事業所等については、実地研修の実施機関として、県から委託させていただきます。次のa、bに該当する場合は、以下の必要書類を提出してください。県において審査の上、委託契約書を送付いたします。

※ 既に契約を済ませている事業所等においては、提出不要です。

- a 平成24年度以降の喀痰吸引等研修（第一号、第二号研修）実地研修を実施しようとする事業所等

※ 第三号研修は不要です。

- b 平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（不特定多数の者対象）実地研修を継続実施しようとする事業所等

【必要書類】

- ① 実地研修実施計画書（別紙1）
- ② 定款または寄附行為及び登記事項証明書
- ③ 業務規程（参考様式）
様式1 様式2
- ④ 指導看護師名簿（参考様式）
- ⑤ 研修機器及び参考図書等一覧（参考様式）

提出先

I～IIに係る申請について、介護保険法上の事業所については高齢対策課あて、障害者自立支援法上の事業所等については障害福祉課あて、それぞれ提出してください。

IIIについては、高齢対策課あて提出してください。

〒320-8501

栃木県宇都宮市塙田1-1-20

栃木県保健福祉部

高齢対策課 介護保険班 TEL 028-623-3148

障害福祉課 施設福祉担当 TEL 028-623-3029

介護老人保健施設の承認・変更許可・変更届出の手続きについて

平成24年3月 介護保険班

項目	承認・変更許可・変更届に係る内容	備考	手続きの時期	手続先	根拠法令等
承認	①管理者	承認後、各広域福祉センター等へ変更届出⑤が必要。	事前	高齢対策課	法第95条第1項 施行規則第137条
変更許可	①敷地の面積及び平面図		事前	高齢対策課	法第94条第2項 施行規則第136条 第2項
	②建物の構造概要及び平面図、施設及び構造設備の概要				
	③施設の共用の有無及び共用の場合の利用計画				
	④運営規程（従業員の職種、員数及び職務内容並びに入所定員に係る部分のみ）	入所定員の変更は、入所定員増、療養室の定員増の場合のみ。			
	⑤協力病院	協力病院を変更する場合のみ。			
変更届出	①施設の名称及び開設の場所		事後 ※変更後、10日以内	各広域健康福祉センター	法第99条 施行規則第137条
	②開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	誓約書を添付。			
	③開設者の定款、寄附行為及びその登記事項証明書又は条例等	当該許可に係る事業に関するものに限る。			
	④併設する施設がある場合にあっては、当該併設する施設の概要				
	⑤施設の管理者の氏名、生年月日及び住所	誓約書を添付。			
	⑥運営規程（「変更許可」④以外の部分）				
	⑦協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容	協力歯科医療機関がある場合も同様。			
	⑧当該申請に係る事業に係る施設介護サービス費の請求に関する事項				
	⑨役員の氏名、生年月日及び住所	誓約書を添付。			
	⑩介護支援専門員の氏名及びその登録番号				

※ 手続に係る各種様式については、栃木県又は宇都宮市のホームページからダウンロードしてください。